

宮崎県公報  
別冊

令和2年3月30日付けで公表した令和元年度  
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の  
結果を参考として講じた措置の状況について

令和3年4月

宮崎県監査委員



## 1 包括外部監査の特定事件

### 委託契約に関する財務事務の執行について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

令和元年6月4日から令和2年3月17日までの間に、県の60機関（108の委託契約）について、監査を実施した。その結果、40機関（55の委託契約）の95件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	監査結果	講じた措置報告	
		公表済み	今回公表
指摘事項	44	44	0
監査の意見	51	37	14
計	95	81	14

なお、今回、講じた措置の報告を公表する14件の内訳について、2件は全庁的に対処すべきであるとして「総論」に記載された意見であり、残り12件は「総論」の個別事例として「各論」に記載された意見である。

## 措置状況一覧表

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
<b>総論</b>				
監査の 意見 0-①	<p><b>企画コンペ方式のマニュアルの作成について</b></p> <p>企画コンペ方式は、一般的に入札と比べて審査員の採点によって順位付けを行うことから入札よりも恣意性が介在する余地があることから、予算執行時には、なぜ入札ではなくて企画コンペ方式を採用したかについての記載が必要であると思われる。</p> <p>さらに、今後、①コンペ方式を採用するための客観的な条件、②客観的・公平的な審査基準の考え方、③事業候補者選考委員会の構成（構成員の人数、構成）等について、県全体の統一的な指針を構築することも必要と考える。</p>	企画コンペ方式のマニュアルについて、他の自治体の事例等を参考に策定する方向で関係部局と検討中である。	財政課、 会計課	52
監査の 意見 0-②	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>現状、宮崎県で使われている「予定価格調書」のひな形は、件名、予定価格、作成者部署氏名は記載することになっているが、作成日の記載がない。</p> <p>前述のとおり、予定価格は「予定価格調書」の作成をもって確定するのであるから、「予定価格調書」が、入札における開札及び随意契約における見積書入手よりも先に作成されたことを事後的に確認できるようにしておくためにも「予定価格調書」には作成日の記載が必要と考える。</p>	財務会計様式記載例集で示している「予定価格調書」のひな形について、日付を記載する方向で関係部局と検討中である。	財政課、 会計課	54

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
<b>各論</b>				
<b>1. 総合政策部</b>				
<b>① 公用車運行管理業務（特別職専用車両運行管理業務）委託（秘書広報課）</b>				
監査の 意見 1-①	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>予定価格調書に作成日が記載されていないが、予定価格は、県が第三者と契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格であり、少額の物品購入などといった予定価格の作成が現実的ではない場合を除いて、入札の場合は開札時まで、随意契約の場合は見積書を徴取するまでに作成すべきものとなる。予定価格調書は、開札又は見積書徴取前までに予定価格を作成したことを証明する調書となるので、予定価格調書には、開札日との時系列を明らかにするため、作成日の記入が求められる。</p> <p>※なお、予定価格調書の日付の記入の問題は、「第7 各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、宮崎県の全ての委託契約に当てはまる事項となるので、「第6 総論」において、監査の意見として記載している。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	58
<b>② 平成30年度県政番組（テレビ及びラジオ）の放送委託料（UMK・エフエム宮崎）（秘書広報課 広報戦略室）</b>				
監査の 意見 1-③	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>監査の意見1-①と同様。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	60

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
<b>③みやざき成長産業人材育成事業（みやざきビジネスアカデミー部門）（産業政策課）</b>				
監査の 意見 1-⑦	<p><b>企画コンペ方式のマニュアルの作成について</b></p> <p>今後県全体としての競争入札を行うか企画コンペを行うかの判断や、一般的な企画コンペ方式の進め方についての、より詳細なマニュアルを作成することも検討が必要である。</p> <p>※なお、企画コンペ方式の詳細なマニュアルの作成については、「第7各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、全庁的に統一した考え方を構築することが望まれるので、「6. 総論」で意見として記載している。</p>	※監査の意見0-①参照。	—	62
<b>④平成30年度みやざきNPO・協働支援センター事業（協働推進事業）委託業務（生活・協働・男女参画課）</b>				
監査の 意見 1-⑨	<p><b>企画コンペ方式のマニュアルの作成について</b></p> <p>監査の意見1-⑦と同様。</p>	※監査の意見0-①参照。	—	64
<b>⑤パソコン等ヘルプデスク業務委託（情報政策課）</b>				
監査の 意見 1-⑩	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>監査の意見1-①と同様。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	65

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
<b>2. 総務部</b>				
<b>①平成30年度宮崎県人事給与システム保守業務委託（人事課行政改革推進室）</b>				
監査の 意見 2-①	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>予定価格調書に作成日が記載されていない。予定価格は、県が第三者と契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格であり、随意契約の場合は本来見積書を徴取するまでに作成すべきものとなる。予定価格調書は、見積書徴取前までに予定価格を作成したことを証明する調書となるので、予定価格調書には作成日の記入が求められる。</p> <p>※なお、予定価格調書の日付の記入の問題は、「第7 各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、宮崎県の全ての委託契約に当てはまる事項となるので、「第6 総論」において、監査の意見として記載している。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	67
<b>②宮崎県コンビニエンスストア収納事務委託（税務課）</b>				
監査の 意見 2-②	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>監査の意見2-①と同様。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	70
<b>③平成30年宮崎県知事選挙に係る臨時啓発業務委託（市町村課）</b>				
監査の 意見 2-④	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>監査の意見2-①と同様。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	72

指摘事項及び監査の意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
監査の 意見 2-⑤	<p><b>企画コンペ方式のマニュアルの作成について</b></p> <p>今後県全体としての競争入札を行うか企画コンペを行うかの判断や、一般的な企画コンペ方式の進め方についての、より詳細なマニュアルを作成することの検討が必要である。</p> <p>※なお、企画コンペ方式の詳細なマニュアルの作成については、「第7各論」で監査対象とした委託契約によって監査意見として記載していない場合もあるが、全庁的に統一した考え方を構築することが望まれるので、「6. 総論」で意見として記載している。</p>	※監査の意見0-①参照。	—	73
<b>④減災行動集中啓発事業等業務委託（危機管理課）</b>				
監査の 意見 2-⑥	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>監査の意見2-①と同様。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	74
監査の 意見 2-⑦	<p><b>企画コンペ方式のマニュアルの作成について</b></p> <p>監査の意見2-⑤と同様。</p>	※監査の意見0-①参照。	—	76
<b>⑤宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理業務委託（消防保安課）</b>				
監査の 意見 2-⑧	<p><b>予定価格調書の日付の記入について</b></p> <p>監査の意見2-①と同様。</p>	※監査の意見0-②参照。	—	76



